

意見交換

「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けて」

I 「総合事業の多様なサービス」、「住民主体の生活支援サービス」の充実について

1 いわていきいきプラン（2024～2026）施策の目標の達成状況等

住民主体の生活援助等サービス（サービス・活動 B を実施している保険者数）

年度	R4年度時点	R6年度	R7年度	R8年度
目標数	11保険者	14保険者	15保険者	16保険者
実績		10保険者	－	－

2 現状（上記 1 以外のデータ）

介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況

サービス名		実施市町村数			
		R 3	R 4	R 5	R 6
訪問型	従前相当	3 3	3 3	3 3	－
	サービス・活動 A	5	4	5	－
	サービス・活動 B	1 1	1 3	1 2	1 1
	サービス・活動 C	3	3	5	5
	サービス・活動 D	1	0	0	－
通所型	従前相当	3 2	3 2	3 3	－
	サービス・活動 A	1 1	1 1	1 2	－
	サービス・活動 B	7	7	7	7
	サービス・活動 C	7	9	8	9

※R3～R5：介護予防・日常生活支援総合事業実施状況調査（厚労省）
※R6：長寿社会課調べ（「－」欄は現時点においてデータが無いため計上していない）

1

3 県のこれまでの取組内容

- アドバイザー派遣（希望する市町村への派遣）
- 生活支援コーディネーター向けに各種研修会を実施
 - ・ 新任者向け研修（役割について理解を深めるため）
 - ・ 生活支援の現状、課題、取組の方向性を共有するための研修
 - ・ 生活支援コーディネーターのネットワーク構築のための連絡会
 - ・ 先駆的な取組を実施している地域での現地研修
 - ・ 移動支援に関する研修

4 市町村の声

- 従前相当以外のサービスを実施していない理由
 - ・ 事業を実施できる団体や組織、マンパワーなどの地域資源が整わない
 - ・ 事業対象者が少数であることや、過去に委託先を募集したことがあったが、手上げしてくれる事業者がいなかった
 - ・ 担い手がない
 - ・ 役場自体が人材不足で、事業に取り組む余裕がない
- 県に支援してほしいこと
 - ・ 県内事例、先進地事例の提供、同規模の市町村での導入事例等の研修
 - ・ 市町村の相談役
 - ・ 役場自体が人材不足で、事業に取り組む余裕がない。県が主体となって人材確保と小規模市町村への派遣調整をしてほしい
 - ・ アドバイザー派遣
 - ・ 資源が乏しい地域における支援体制についての助言

II 地域ケア会議の充実について

1 いわていきいきプラン（2024～2026）施策の目標の達成状況等

- 地域ケア推進会議において政策提言を実施している市町村数

年度	R4年度時点	R5年度	R6年度	R7年度
目標数	15市町村	25市町村	29市町村	33市町村
実績		24市町村	－	－

R5年度：R6地域包括支援センター運営状況調査(厚労省)
R6年度以降は現時点においてデータが無いため計上していない

2 現状（上記 1 以外のデータ）

地域ケア推進会議・地域ケア会議の開催状況（R5年度実績）

- 地域ケア推進会議：26市町村／33市町村
- 地域ケア個別会議：33市町村
うち自立支援型を開催している市町村数：25市町村
- 政策提言実施市町村数：24市町村

（R6地域包括支援センター運営状況調査（厚労省））

3 県のこれまでの取組内容

- アドバイザー派遣（希望する市町村への派遣）
- 地域ケア個別会議に係る専門職（弁護士、社会福祉士等）の派遣
- 地域ケア会議に参画するリハビリテーション専門職育成研修の開催

3

4 市町村の声

- 地域ケア推進会議を設置又は開催していない理由
 - ・ 地域ケア推進会議において検討すべき地域課題の把握・まとめができていない
 - ・ 地域ケア会議の充実化を図ることに注力しているため。地域課題に関しては、生活支援体制整備事業で取り組んでいるため
 - ・ 地域課題に対して、新たな資源開発等の検討を行うまでの流れがうまく進まない
 - ・ 会議体系や報告様式等の見直しを実施しているため
 - ・ 過去実施していたが現在は休止中。地域課題の抽出までに至っていない
- 政策提言を実施していない理由
 - ・ 具体的に個別会議から抽出された地域課題を検討はできていない。
 - ・ 第2層協議体において、検討協議を行っている段階にあるため。
 - ・ 課題の抽出まではできているが、政策提言までには至っていない。
 - ・ 人手不足や資源不足から提言するまでの土台の検討ができない。
 - ・ 仕組みが十分にできていないため。
 - ・ 参加者の選定や課題の抽出などまで進めることができず、会議開催に至っていないため。
- 県に支援してほしいこと
 - ・ 県内の実施状況の情報提供
 - ・ アドバイザー派遣事業等、関係事業の継続実施をしていただきたい
 - ・ 専門職(弁護士、司法書士など)の地域ケア会議への参加、助言、情報提供。
 - ・ 研修会の開催
 - ・ 効果的な地域ケア会議実施のための事例や取組の情報提供
 - ・ 各市町村担当者の情報交換の場を作してほしい
 - ・ 自立支援型ケア会議における実践等のアドバイスをお願いしたい(ファシリテーションスキル向上のための学びの場がほしい)

4

Ⅲ 御意見いただきたいこと

現状は上記Ⅰ及びⅡのとおりであり、県では以下のとおり課題認識を持っている。

今後、**地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて必要と思われる支援**について、御意見いただきたい。

県としての課題認識

- 県では市町村に対し支援をしてきたものの、多様なサービスを提供している市町村数は伸び悩んでいる。また、地域ケア推進会議を設置又は開催していない市町村や、地域課題の解決に向けた政策提言を実施していない市町村がある。
- 住民のニーズ等を踏まえた結果、従前相当サービスを中心としたサービス提供体制になっていることも考えられるが、2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、高齢者は増加していく。
高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要であり、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進することが必要であると考えている。
- また、医療と介護の需要はますます高まっていく一方で、それを提供する人材不足はますます深刻になっている中、これまで以上に、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、**地域包括ケアシステムを構築するための重要な一つの方法として、地域ケア会議の活用が必要**と考えている。

参考資料

介護保険給付・地域支援事業の全体像



7

 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
 ～生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加～

出典：厚生労働省資料から抜粋

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。
ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。**
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような**地域づくりを市町村が支援すること**について、**制度的な位置づけの強化**を図る。



8

多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援



9

介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(1) サービス・活動事業(第一号事業)

○ 対象者は以下のとおり。（施行規則第140条の62の4）

- ①要支援認定を受けた者
- ②基本チェックリスト該当者（事業対象者）
- ③継続利用要介護者（一部サービスに限る）

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
 ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
 ※ 介護予防訪問看護や介護予防福祉用具貸与等の介護予防サービスを利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業

○ 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

（注）以下に示す総合事業の類型については、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であり、多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものである必要がある。

訪問型サービス・通所型サービス	従前相当サービス	多様なサービス・活動				その他
		サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D (訪問型のみ) (住民主体によるサービス・活動)	サービス・活動C (短期集中予防サービス)	
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの (第1号事業支給費の支給)		委託費の支払い	活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	これらによらないもの (委託と補助の組み合わせなど)
想定される実施主体	● 介護サービス事業者等 (訪問介護・通所介護等事業者)	● 介護サービス事業者等以外の多様な主体 (介護サービス事業者等)	● ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 ● 当該活動を支援する団体	● 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等		
基準	国が定める基準を例にしたもの		サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの			
費用	国が定める額 (単位数)		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額			
	額の変更のみ可	加算設定も可				
対象者	● 要支援者・事業対象者	● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者	● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定	● 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が増大すると認められる者		
サービス内容 (訪問型)	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる	● 高齢者が担い手となって活動 (就労的活動を含む。) することができる活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施 ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 ● 通院、買い物等の移動支援や移送前後の生活支援 (原則としてB・Dでの実施を想定)			● 対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス	
サービス内容 (通所型)	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	● 高齢者が担い手となって活動 (就労的活動を含む。) することができる活動 ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など ● 送迎のみの実施				
支援の提供者	国が定める基準による		市町村が定める基準による			
	訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員	● 地域の多様な主体の従事者 ● 高齢者を含む多世代の地域住民 (有償・無償のボランティア)	● 有償・無償のボランティア ● マッチングなどの利用調整を行う者	● 保健医療専門職		
その他生活支援サービス	その他生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援 (訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等) からなる。					

出典：厚生労働省資料から抜粋

地域ケア会議について

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

具体的には、地域包括支援センター等が主催し、

- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

地域包括支援センターでの開催
（高齢者の個別課題の解決）

- 多職種の協働による個別ケース（困難事例等）の支援を通じた
 - ① 地域支援ネットワークの構築
 - ② 高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
 - ③ 地域課題の把握
 などを行う。

《主な構成員》
自治体職員、包括職員、ケアマネジャー、介護事業者、民生委員、OT、PT、ST、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士その他必要に応じて参加
※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加

地域課題の把握

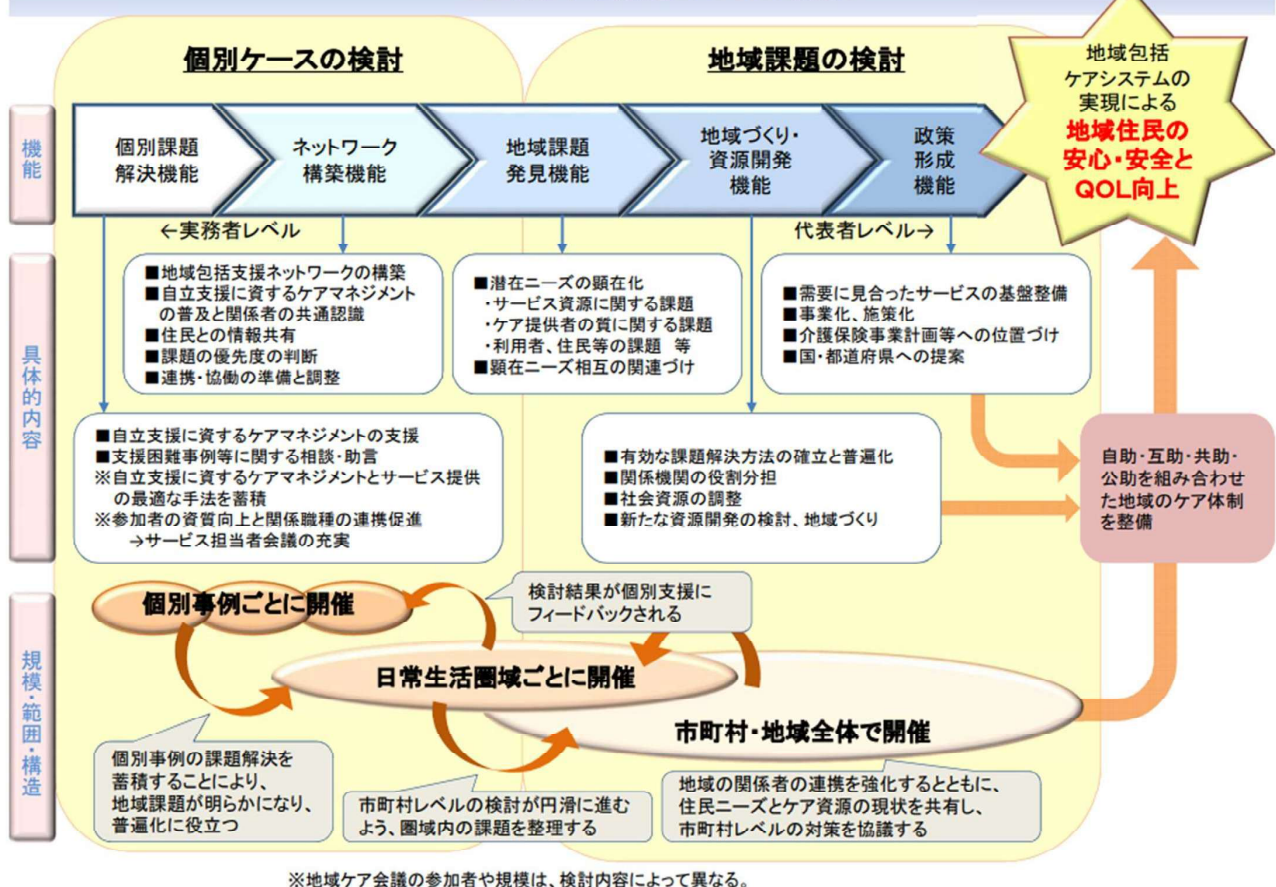
地域づくり・資源開発

政策形成

介護保険事業計画等への位置づけなど

市町村での開催
（地域課題を解決するための社会基盤の整備）

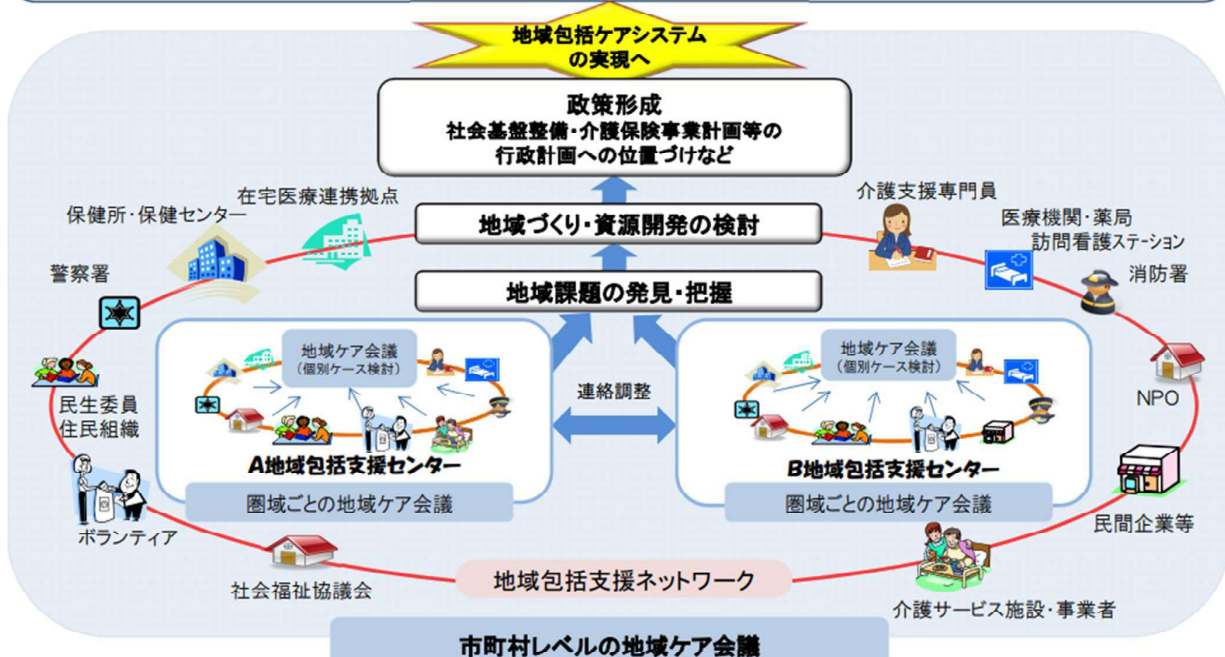
「地域ケア会議」の5つの機能



13

「地域ケア会議」を活用した個別課題解決から地域包括ケアシステム実現までのイメージ

- 地域包括支援センター(又は市町村)は、多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの地域ケア会議を開催するとともに、必要に応じて、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するための地域ケア会議を開催する。
- 市町村は、地域包括支援センター等で把握された有効な支援方法を普遍化し、地域課題を解決していくために、代表者レベルの地域ケア会議を開催する。ここでは、需要に見合ったサービス資源の開発を行うとともに、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークを連結させて、地域包括ケアの社会基盤整備を行う。
- 市町村は、これらを社会資源として介護保険事業計画に位置づけ、PDCAサイクルによって地域包括ケアシステムの実現へとつなげる。



14